

補償コンサルタント登録規程の一部改正について

平成20年8月
国土交通省
土地・水資源局総務課
公共用地室

I. 背景

1. 「総合補償部門」の設置について

補償コンサルタントとは、公共事業に必要な土地等の取得若しくは使用又はこれに伴う損失の補償又はこれらに関連する業務（以下「補償業務」という。）の受託又は請負を行う者をいいます。

国土交通省では、補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号。以下「登録規程」という。）に基づき、補償コンサルタントを営む者の登録を実施することにより、その業務内容を公示・公証し、補償コンサルタントを利用する発注者の便宜に供するとともに、補償コンサルタントの健全な発達を図ってきたところです。

近年、厳しい財政事情を踏まえ、公共事業の実施については、より一層の重点化・効率化による事業効果の早期発現が求められており、公共用地取得についても、その迅速化・円滑化が強く要請されているところです。このため、国土交通省においては、補償額算定書の照合や公共用地交渉の実施等を業務内容とする用地補償総合技術業務を平成19年度より新たな発注業務として設定しているところですが、さらに、今後、あらかじめ明示された完成時期を踏まえた計画的な用地取得を実現するための用地取得マネジメント手法を導入し、補償コンサルタント等の活用を図ることとしております。

補償コンサルタントが、こうした公共用地行政の質的变化を踏まえ、今後、予想される起業者ニーズに的確に対応していくためには、最適な公共用地取得を実現するため、用地補償業務について、総合的な観点からマネジメントを行いうる人材の確保・育成を通じてその執行体制を整備していく必要があります。

このため、現行の登録規程における土地調査部門など7つの登録部門に加え、こうした能力を必要とする登録部門として、新たに「総合補償部門」を設置する旨の改正を検討しています。

2. 「総合補償部門」の設置に伴う効果

「総合補償部門」において想定される具体的業務は、公共用地取得計画図書の作成、公共用地取得に関する工程管理業務、関係住民等に対する補償方針の説明及び公共用地交渉業務など、従来、一般的な起業者からの外部委託の対象とはされていなかった業務が挙げられます。こうした業務を的確に処理できる補償コンサルタントの存在は、起業者による適正な業者選定を容易にするとともに、補償コンサルタントの技術力のより一層の向上につながることが期待されます。

II. 改正の概要

登録規程について、以下のとおり改正を行うこととしております。

1. 「総合補償部門」の追加（第2条関係）

登録規程別表に「総合補償部門」を明記します。

2. 「総合補償部門」に係る補償業務の管理をつかさどる専任の者（以下「補償業務管理者」という。）の要件（第3条関係）

「総合補償部門」に求められる能力の高度性に鑑み、その要件は、次の2つの要件を満たす者とします。

- ① 「総合補償部門」に係る補償業務に関し7年以上実務の経験を有する者
- ② 補償業務に係る5年以上の指導監督的実務の経験を有する者

なお、従来より、登録規程の運用通知において、(社)日本補償コンサルタント協会が付与する“補償業務管理士の資格を有する者”で、一定の講習を修了した者については、登録部門の補償業務管理者としての要件を満たす者としておりますが、補償業務管理士資格制度の改正により、新たに用地補償業務に関するマネジメント能力を有する者として「総合補償士」と称する補償業務管理士資格が創設されております。このため、当該資格者についても、従来と同様、“補償業務管理士の資格を有する者”として措置することにしております。

3. 登録申請等に必要となる添付書類の追加

上記2②の要件を備えていることを証する書面について、所要の措置を講じます。

Ⅲ. 今後のスケジュール（予定）

公布：平成20年10月

施行：公布日